

日本ライトハウス基本理念と日本ライトハウス職員倫理綱領

社会福祉法人 日本ライトハウスは、平成 25 年に「創業 100 周年」に向けて事業を推進するために定款の定めに従い日本ライトハウス基本理念を掲げ、その遵守を宣言しました。

また、職員によって「日本ライトハウス職員倫理綱領」が策定され平成 25 年度予算理事会で承認されました。

1. 日本ライトハウス基本理念

(1) 社会の公器であることを自覚し、公正・健全・透明な事業活動を推進します。

日本ライトハウスは、利用者の方々を支援し、支援サービスを作り、提供するために多くのボランティアや援助者の方々、地域の方々、行政機関や業者の方々などに支えられており、その方々に対する社会的責任を果たします。

- ①法令や社会的なルールの遵守（コンプライアンス）
- ②情報公開(ディスクロージャー)・・・プライバシーの保護に最大限の配慮をしながら、求められる情報については開示します。
- ③説明責任（アカウンタビリティ）

(2) 信頼され、信任を得るサービスの充実をはかります。

日本ライトハウスは、創業以来、自主・自立の精神を重んじる“パイオニア精神”をもって果敢に問題解決にあたり、視覚障害のある人の生活者原理に立った包括的なサービスを作り上げ、提供してきました。今後とも、視覚障害のある人や関係者の方々とのコミュニケーションや意思疎通を図り、その方々からの信頼や社会の信認を高めることができるようサービスの充実をはかります。

(3) 誠実で包容力のある温かいサービスの提供につとめます。

日本ライトハウスは、「見えにくい・見えない」ことから派生する「生きにくさ」を軽減するために、リハビリテーションや点字・録音・電子媒体などによる情報提供や情報入手を通じて社会参加の機会を拡大するための手だて・サービスを提供します。

(4) 時代や環境の変化に対応した組織づくりにつとめます。

日本ライトハウスは、多様化し、変化している経営環境に対応するために、経営の効率化を追求して事業の健全な成長を図るとともに、職員相互が独創性溢れる人間集団として「働きがい・生きがい」を実感できる職場環境を確立するとともに、次世代を担う人材育成につとめます。

2. 日本ライトハウス職員倫理綱領

<前文>

わたしたちは、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、排除されることのない社会の創造（ソーシャルインクルージョン）を目指します。

わたしたちは、すべての人が主体者として周囲の環境と心地よい関係を保ち続けることができる包括的なサービスを提供します。

ここにわたしたちは、「日本ライトハウス職員倫理綱領」を定め、これを規範として遵

守します。

○人権の尊重

わたしたちは、すべての人の尊厳や権利を尊重します。

○秘密の保持

わたしたちは、業務上知り得た情報を適切に管理し、プライバシーを守ります。

○説明責任

わたしたちは、プライバシーに配慮した、適切な情報開示・提供に努め、説明責任を果たします。

○社会関係の調整

わたしたちは、業務の遂行にあたり、関係機関・地域と連携・協働し、社会関係の調整に努めます。

○自己実現

わたしたちは、すべての人がその人らしい人生を実現できるよう、個人の価値観や生き方、自己決定を尊重します。

○業務遂行への責任

わたしたちは、自らの専門的知識・技術の向上に努め、常に最良の業務を実践します。

。